

令和6年第1回
佐伯市議会定例会

提案理由の説明

3月定例会

佐伯市

今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

今回提出いたしました議案は、予算議案 22 件、予算外議案 41 件、諮問 7 件及び専決処分の報告 2 件であります。以下、その主なものについて概要を御説明いたします。

1 予算議案について

1 令和 6 年度予算編成について

昨今の国内における経済動向は、昨年 5 月に「新型コロナウイルス感染症」が 5 類移行したことにより行動制限が緩和され、人流が活発化したことから、個人消費やインバウンド需要が回復基調にある一方、世界情勢の変化による物価高騰の影響も長期化しており、本市を取り巻く状況も常に変化しております。

また、先般の能登半島地震のように地震災害はいつ発生するか分からず、本市においても、このような風水害・南海トラフ地震等の自然災害への対応に加え、人口減少及び少子高齢化に伴う人材不足など、多くの課題が山積している状況であります。

現在の本市の財政状況につきましては、歳入の最も大きな割合を占める普通交付税の段階的な縮減等の影響により、平成 28 年度から収支不均衡が続いており、

財政調整用基金及び特定目的基金を取り崩しての財政運営を行っております。こうした状況を踏まえ、将来世代への過度な負担を残さない持続可能な財政基盤の確立を図るため、「佐伯市行政経営推進プラン」を作成し、行財政改革に取り組んでいるところであります。

しかしながら、今後も地方行政を取り巻く環境は依然厳しいことが予想され、人口減少等による普通交付税、市税等の歳入の減少が見込まれることから、歳出一般財源の抑制に努め、限られた財源の中で各部局が常にコスト意識を持ちながら創意工夫し、事業を選択・集中させ、収支が均衡する財政構造の構築に向け一層取り組んでまいります。

国が策定した令和6年度地方財政計画において、一般財源総額は、約62.7兆円で前年度比0.9パーセントの増額となっています。そのうち本市の歳入総額の約36パーセントを占める地方交付税については、前年度比1.7パーセント、額にして約3,000億円の増額となっております。一方で、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は、国と地方の折半対象財源不足が解消されたことから、前年度比54.3パーセントの減額となり、これらの合計で約2,300億円の減額となっている状況であります。

本市の歳入につきましては、令和5年度の決算見込

みにより市税のうち個人市民税、固定資産税で約2億5,900万円の増収を見込んでおり、市税全体では前年度比3.2パーセント、約2億4,100万円の増額を見込んだ予算としております。普通交付税につきましては、5年度の算定額をベースに、国の地方財政計画により143億円を見込んでおります。一方で、臨時財政対策債は、前年度比50%減の5,000万円としております。

歳出予算につきましては、第2次佐伯市総合計画後期基本計画に掲げた「さいき7つの創生」の実現に向け、現在の社会情勢を踏まえた「シェアリング、デジタル、グリーン」の視点を取り入れた事業の推進と財政健全化の両立を図りながら、多様化する市民ニーズに対応する真に必要な事業について予算編成を行ったところであります。

私は、常々「3年種まき、5年で花を咲かせ、10年で実を採る。」と申し上げてまいりましたが、いよいよこれからが「花が実になる重要な時期」となります。そのため、「地域が輝く『佐伯がいちばん』の人・まちづくり」をなお一層進め、人と自然が共生する持続可能な循環型共生社会「さいきオーガニックシティ」の実現に取り組む所存であります。

2 令和6年度予算の概要について

令和6年度の一般会計予算の総額は、435億円であ

ります。また、特別会計予算の総額は 215 億 6,913 万 9,000 円、企業会計予算の総額は 66 億 9,436 万 7,000 円であります。

このうち、議案第 1 号「令和 6 年度佐伯市一般会計予算」につきまして、その概要を「さいき 7 つの創生」に従い、御説明いたします。

(1) 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生

本市の豊かな自然環境を活用し、「日本一の花のあるまちづくり」を基本理念とした「さいき花の楽園構想」に基づき、市内に現存する花の名所の整備及び新たな花の名所づくりを推進してまいります。さらに環境対策として、脱炭素及び低炭素社会を目指す「グリーン」に視点を置き、温室効果ガスの排出削減や気候変動に対して適正な対応をし、持続可能な脱炭素社会を実現するため、「佐伯市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定に取り組みます。

また、災害に強いまちづくりへの取組といたしまして、近年の異常な気候変動による災害を抑制するため、新たに河床掘削事業に取り組むほか、10 月からの県域消防指令業務共同運用の開始に伴い、既存指令システムが撤去された後の現通信指令室を、通常災害から災害対策本部設置時にも対応できるフロアへ改修いたし

ます。さらに、消防車両更新事業として、導入後 26 年が経過し、老朽化した「はしご付き消防自動車」を様々な現場に対応できる「25メートル屈折はしご付き消防自動車」に更新します。

(2) 暮らしと産業を支える生活基盤の創生

中心市街地の活性化を図るため、城下町エリアにおいては、開館から3年を迎え、間もなく来館者100万人を突破する見込みである「さいき城山桜ホール」を拠点とし、市内外から多くの方が訪れるよう、文化芸術・まちづくり・市民協働等のにぎわいの創出を更に加速させたいと考えております。

あわせて、駅前・港エリアにおいても、起業創業を進め雇用を生み出すことを目的とする「駅前・港エリア賑わいまちづくり計画」の推進に取り組んでまいります。

また、道路インフラにつきましては、昭和30年に建設され、今年で68年が経過している佐伯大橋の架け替えに着手することで、地域の安全・安心なまちづくりに取り組むほか、国の交付金や整備に適した市債等を活用し、市内一円の道路・橋梁^{りょう}の整備に継続して取り組んでまいります。

(3) 健康で安心して暮らせる共生社会の創生

子どもたちが健やかに育つまちづくりにつきましては、子育て世帯の経済的負担軽減策として、保育料無償化の対象を、現在の「3歳以上及び3歳未満の第2子以降」から、「第1子の児童」まで拡大し、本市に居住する全ての子どもの保育所・認定こども園の保育料を無償化いたします。

また、子育て世代包括支援センターの運営による妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない伴走型相談支援に加え、近隣に産婦人科医療機関のない妊産婦の健診や出産に要する交通費等の助成、不妊治療の助成を行う子宝支援事業の対象範囲を拡大すること等の経済的支援も一体的に実施してまいります。

(4) 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生

「さいきオーガニックシティ」の次代の担い手である児童・生徒の「生きる力」と「未来を切り拓く力」を育成するため、児童・生徒が主体的に学び「わかる・できる」を実感できる授業づくりに併せ、それを実施するための教職員の資質向上等にも取り組んでまいります。また、学校給食を通じて、地場産物や有機食材を活用した食育の推進や物価高騰による食材等の価格上昇分への補助等も引き続き行ってまいります。

新たな事業としましては、音楽鑑賞や演劇的手法を取り入れた授業等の表現教育を通じ、生徒の人間力育

成に向けた主体性のある学校づくりに取り組むほか、老朽化した河内地区公民館や総合運動公園野球場等の改修事業を実施いたします。

さらに、令和5年3月20日に国指定史跡となった「佐伯城跡」を適切に保存・活用するべく、そのための基本的な指針となる保存活用計画の策定に着手いたします。

(5) 地域資源をいかした産業と観光の創生

農業の振興につきましては、新規就農者等が行う施設整備等への支援及び企業参入の促進による担い手不足対策を行うほか、競争力のある高収益作物への転換や生産効率を高めるための農地の大区分化・汎用化等の基盤整備に取り組んでまいります。また、地産地消・食育の観点及び自然循環機能の増進にも効果がある有機農業を推進するため、有機農業に関する技術支援や有機農業者数の拡大、有機農産物の流通環境の構築等に取り組んでまいります。

林業の振興につきましては、市産材の需要拡大と原木や製品の流通・加工の低コスト化を促進するとともに、スギ大径材の価値を高めるため、佐伯広域森林組合が行う木材加工処理施設等整備に対して、補助を行うほか、国が認証する「J-クレジット制度」を活用し、市有林で吸収した二酸化炭素をクレジットとして

販売する事業に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、入津湾の赤潮対策として、引き続き湾口部の2か所において作れい工事を行い、海水交換の向上及び湾内の底質改善に向けた取組を行うほか、燃油価格高騰に伴う漁船燃料費高騰対策として、漁業者の燃料使用量に応じた補助を行ってまいります。

観光産業の振興につきましては、令和6年2月に設立された観光地域づくり法人「一般財団法人観光まちづくり佐伯」と共に、さいきツーリズム戦略に基づき、食や自然、地域の特色等幅広い素材をいかした観光プロモーションを展開し、サイクルツーリズムの推進や国内誘客の推進に取り組んでまいります。

また、令和6年4月から6月末にかけて行われる「JR デスティネーションキャンペーン」については、新たな観光プロジェクト「浦100」に基づき、期間中の誘客イベントを行うとともに、山・川・海の循環を中心とした観光コンテンツの造成と市内外への情報発信に取り組んでまいります。

(6) 人が交流し、活力あふれるまちの創生

「新たな地域コミュニティ組織づくり」については、現在、西上浦・青山・宇目・直川の4地域において協議会が設立され、住民が主体となった地域づくりが行

われております。引き続き地域課題を解決するため、新たな地域コミュニティ組織づくりに向けた支援を継続するほか、佐伯市民大学「令和四教堂」を通じて、市民協働のまちづくりを担う「さいき人」の育成に取り組んでまいります。

国際交流の推進につきましては、新たに韓国との交流を図るため、本市で開催される「日韓友好のつどい」への補助を行うほか、ベトナムニンビン省の高校生との交流や、台湾台中市との双方のサイクルイベントへの参加など、両地域との更なる発展に向けた交流活動を行うこととしております。

また、人口減少及び少子高齢化による地域力減退への対策として、移住・定住施策の促進や「食」を核としたまちづくりの推進にも取り組んでまいります。

(7) 地域が輝くまちの創生

本市の特徴である、「街」「里」「浦」各地域の特性をいかし、その魅力を高めるため、各地域資源をいかした活性化や、歴史・伝統文化等の継承及び安全で安心して暮らせるための地域コミュニティづくりに引き続き取り組んでまいります。

以上が、第2次佐伯市総合計画後期基本計画に掲げた「さいき7つの創生」を推進するための主な取組ですが、このほか、令和7年3月3日に市制施行

20周年を迎えることを記念して「佐伯市制施行20周年記念事業」を実施いたします。また、市民サービスの向上や、行政手続のデジタル化の一環として、キャッシュレス決済の活用推進にも取り組んでまいります。

このほか、特別会計予算6件、企業会計予算5件を提案しておりますが、いずれも説明は省略させていただきます。

3 令和5年度補正予算について

議案第13号「令和5年度佐伯市一般会計補正予算(第7号)」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ3億5,351万7,000円を増額しております。

これにより既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、492億9,592万3,000円となります。

今回の補正は、各事業費の確定や決算見込みによる調整が主なものになりますが、先般の国の1号補正予算の成立に伴い、佐伯港女島地区の改修に係る国直轄港湾整備事業負担金、認定農業者の栽培施設等の整備に要する経費等を新たに予算計上しております。また、普通交付税再算定に伴い創設された「臨時財政対策債償還基金費」を活用し、地方債の繰上償還を行うための償還金を計上しております。

歳入につきましては、国税収入の補正等に伴い普通交付税の再算定が行われたことにより、地方交付税を

増額計上したほか、各事業に係る国庫支出金、県支出金及び地方債について所要の補正を行っております。また、市税等についても決算見込みを勘案し所要の補正を行ったほか、財政調整基金及び減債基金繰入金により財源調整を行っております。

このほか、令和6年度への繰越が見込まれる事業の繰越明許費を設定したほか、債務負担行為及び地方債についても所要の補正を行っております。

あわせて、特別会計補正予算としまして、国民健康保険特別会計ほか6会計について、また、公営企業会計補正予算としまして、水道事業会計及び下水道事業会計について提案しておりますが、いずれも説明は省略させていただきます。

2 予算外議案について

議案第24号「佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正」につきましては、職員の職務の級の見直しに伴い、行政職給料表及び級別基準職務表を改定するとともに、令和6年4月1日に職務の級を下位の級に切り替える職員に対して支給する給料に係る規定を整備するほか、通勤手当に係る規定を整備しようとするものであります。

議案第28号「佐伯市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正」につきましては、非

常勤の消防団員の処遇の改善を図るため、報酬等の額の一部を改めようとするものであります。

議案第 51 号「財産の無償貸付け」につきましては、旧佐伯税務署庁舎及びその用地を株式会社京都民際に無償で貸し付けようとするものであります。

議案第 52 号「佐伯市手数料条例の一部改正」につきましては、戸籍法等の一部改正に伴い、本籍地以外での戸籍又は除籍謄本等の交付、戸籍又は除籍電子証明書提供用識別符号の発行及び電子化された届書等情報の内容の証明書の交付又は閲覧事務に係る手数料の額を定めようとするものであります。

議案第 55 号「佐伯市放課後児童クラブ条例の一部改正」につきましては、放課後児童クラブの開所時間を変更しようとするものであります。

議案第 57 号「佐伯市介護保険条例の一部改正」につきましては、第 9 期介護保険事業計画の策定に伴い、令和 6 年度から令和 8 年度までにおける保険料率を改めようとするものであります。

議案第 63 号「佐伯市教育委員会委員の任命」につきましては、令和 6 年 5 月 20 日で任期が満了する教育委員会委員の後任委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

3 諮問について

諮問第1号から第7号までの「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、任期が満了する人権擁護委員に関して再度又は新たに候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

4 専決処分の報告について

報告第1号「令和5年度佐伯市一般会計補正予算(第6号)」につきましては、歳入歳出予算について、それぞれ3億2,325万円を追加計上しております。

この6号補正は、物価高騰による影響が長期化する中、国の予備費使用に関する閣議決定がなされたことに伴い、低所得者支援給付金の支給に要する経費について予算措置したものであります。この給付金は、世帯への課税が住民税の均等割のみである世帯や低所得の子育て世帯を支援するため、世帯への課税が住民税の均等割のみである世帯に対し1世帯当たり10万円、低所得者世帯のうち18歳以下の子どもを扶養している世帯に、子ども1人当たり5万円の給付金を支給しようとするものであります。

なお、この財源としましては、全額国庫支出金を充当しております。

報告第2号「損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定」につきましては、令和5年11月26日に鶴見

大字沖松浦で発生した車両損傷事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものであります。

以上、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により専決処分したため、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。